

旧唐津市巖木岩屋ライフセンター利用事業者の募集要項

1 募集の趣旨

地域の商業機能の充実により、地域住民の日常生活の安定及び福祉の増進を図るため、旧唐津市巖木岩屋ライフセンターで生活に密接した商品等を販売する事業者又は、その他買い物対策に資する事業を実施する事業者（複合サービスも含む）を募集します。

2 貸付対象施設の概要

(1) 名称 旧唐津市巖木岩屋ライフセンター

(2) 所在地 唐津市巖木町岩屋959番地4

(3) 貸付対象

ア 店舗用建物（平成12年建築・鉄骨造鉄板葺平屋建）

建築面積 509㎡（最大利用可能面積）

イ 駐車場 36台（部分貸付可）

3 募集する事業者

(1) 生鮮食料品、飲食料品等の生活に密接した商品等を販売する事業者

(2) その他買い物対策に資する事業を実施する事業者（複合サービスも含む）

4 貸付期間

利用者と市が協議し決定することとします。（最長：貸付決定の日から10年間）

5 営業日数及び営業時間

利用者と市が協議し決定することとします。

6 応募資格

次の各号の全てを満たすこととします。

(1) 貸付料及び光熱水費使用料の納付が可能な資力を有すること。

(2) 納税すべき全ての国税、県税、市税に滞納がないこと。

(3) 自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でな

いこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 貸付対象物件の事前確認

「13 申込みに関する問合せ」に掲載する問い合わせ先に申し込んでください。日程調整のうえ適宜対応します。

8 募集期間

(1) 募集期間

令和6年1月15日（月）～令和6年8月30日（金）

(2) 募集締切

応募があった場合は、「10 貸付候補者の決定方法」に基づき順次審査を行うこととし、利用者が決定した場合は、その日を以て募集期間を終了します。

9 貸付料及び使用料

(1) 貸付料（建物及び駐車場用地）

唐津市公有財産規則第30条の規定により算出した額

ア 駐車場用地（年額）

当該施設の適正な時価に100分の3.6を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加えた額

※参考 近隣路線価 7,630円

イ 建物（年額）

（建物）当該建物の適正な時価に100分の7を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加えた額

（敷地）駐車場用地と同様の方法により算出した額

(2) 電気使用料

市が実費相当額を別途徴収します。

(3) 上下水道使用料

利用者が直接負担することとします。

10 貸付候補者の決定方法

施設の貸付に当たっては、次の条件を満たした事業者を貸付候補者とし、その後、貸付料等諸条件を了承された場合に、普通財産使用（新規・更新）申請書（唐津市公有財産規則第8号様式）の提出により貸付を決定するものとします。

11 申込みに必要な書類

応募時に次の書類を提出してください。また、提出書類は、A4版縦型として提出してください。

- (1) 事業内容の概要が分かる書類（様式は任意とします）
- (2) 法人登記簿の写し（交付日から3か月以内のもの。法人の申請の場合に限る。）
- (3) 市税を滞納していないことが確認できる書類
- (4) 役員名簿（法人の申請の場合に限る。）
- (5) その他関係書類（※法人の場合、財務諸表等経営状況が分かるもの）

12 申込書提出先

唐津市巖木市民センター 産業・教育課

住所 唐津市巖木町巖木997番地

電話 0955-53-7112

FAX 0955-63-3120

E-mail kyuragi-sangyou@city.karatsu.lg.jp

13 申込みに関する問合せ

- (1) 問合せ先 唐津市巖木市民センター産業・教育課
- (2) 受付期間 令和6年1月15日(月)～令和6年8月30日(金)
平日 9時～17時
- (3) 提出方法 郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。
電話による質問は受け付けません。
- (4) 問合せへの回答

問合せを提出した事業者等あて電子メールにて行います。